

あり、また、公営企業会計における資金不足比率については、資金不足額が生じていないことから資金不足比率はなく、全ての健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率ともに、国の判断基準以下の数値となつていくとの報告がありました。

平成29年度決算

▽平成29年度館林市歳入歳出決算の認定について

一般会計決算の概要は、最終予算額281億1915万2000円に対し、歳入決算額は283億5881万6133円で、予算に対する収入率は100・85%です。また、歳出決算額は266億9238万3296円で、その執行率は94・93%となり、歳入歳出差引残額は16億6643万2837円となります。このうち、翌年度へ繰越すべき財源861万3000円を差し引いた実質収支額は、16億5781万9837円となり、このうち12億50

00万円を財政調整基金に、3000万円を職員退職手当基金に積立てし、翌年度へ繰越すべき財源を含む3億8643万2837円を翌年度へ繰越しました。

特別会計の決算は、国民健康保険特別会計が、歳入96億5252万2777円、歳出93億7036万7956円。下水道事業特別会計が、歳入20億1992万1635円、歳出19億3660万3026円。農業集落排水事業特別会計が、歳入5271万1468円、歳出4257万5869円。介護保険特別会計が、歳入62億2055万8365円、歳出59億1391万2341円。後期高齢者医療特別会計が、歳入8億7553万1566円、歳出8億2884万9046円で、いずれの特別会計も黒字決算となりました。

日本共産党館林市議団から反対討論が、緑水クラブから賛成討論が行われ、採決の結果、賛成多数で認定されました。

委員会提出議案

▷地方財政の充実・強化を求める意見書(全員一致で可決)

【全文】地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に下記の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃

止・縮小を含めた検討を行うこと。

4. 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先＝衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣

議員提出議案

▷館林市議会委員会条例の一部を改正する条例＝総務文教常任委員会及び市民福祉常任委員会の委員定数を7人から1人減じて6人とするため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▷群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書＝群馬大学医学部附属病院における一連の医療事故の影響により「特定機能病院」の承認が取り消されたことから、高度医療の提供や、医師の養成・確保に支障をきたすおそれのあるため、群馬大病院が特定機能病院として早期の再承認が実現できるよう、国に対して意見書を提出しようとするもので、全員一致で可決されました。提出先＝衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官

▷館林市学校事故調査委員会条例＝賛成少数により否決となりました。

請願の審議結果

▷学校給食の無料化を求める請願＝賛成多数により継続審査となりました。

▷地方財政の充実・強化を求める請願＝意見書が可決されたことにより、みなす採択となりました。